

平成29年11月30日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(1)記載の本件未支給保険給付等の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金及び国民年金法(以下「国年法」という。)による老齢基礎年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の受給権者であったD(以下「亡D」という。)が死亡したので、その内縁の妻であるとして、後記2(1)記載の本件未支給保険給付等の支給を請求したことに対し、厚生労働大臣が、亡Dの死亡の当時、亡Dと戸籍上の配偶者の婚姻関係が形骸化していたとは認められないとして、本件未支給保険給付等を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 請求人は、老齢給付の受給権者であった亡Dが平成○年○月○日頃に死亡したので、同年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Dの内縁の妻であるとして、亡Dに支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付で未支給のもの(以下「本件未支給保険給

付等」という。)の支給を請求した。

(2) 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、「下記の受給権者(注：亡Dを指す。)の死亡に係る国民年金未支給年金、厚生年金保険未支給保険給付については、受給権者の死亡当時、受給権者と戸籍上の配偶者の婚姻関係が形骸化していたとは認められないため、支給されません」として、本件未支給保険給付等を支給しない旨の処分(原処分)をした。

(3) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

1 老齢給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した受給権者に支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付でまだその者に支給しなかったもの(以下「未支給保険給付等」という。)があるときは、その受給権者の配偶者であって、その受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給保険給付等の支給を請求することができるとされている。そして、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情(以下「内縁関係」という。)にあった者を含むが、戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係(以下「重婚的内縁関係」という。)にある場合については、婚姻の成立が戸籍上の届出により法律上の効力を生ずることとされていることから、この届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であって、重婚的内縁関係にある者は、戸籍上届出のある婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、未支給保険給付等を請求することができる配偶者に当たるものとして認定するとされてい

る（厚年法第3条第2項及び第37条第1項、国年法第5条第8項（平成24年法律第63号による改正前のもの。以下同じ。）及び第19条第1項並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。))。

- 2 本件の場合、亡Dが、その死亡の当時、利害関係人と戸籍上婚姻の届出をした夫婦であり、老齢給付の受給権者であったことについては、後記第2の1(1)ないし(3)の認定事実から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるところ、請求人が、本件未支給保険給付等の支給を受けるためには、① 亡Dと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていること、② 請求人が亡Dと内縁関係にあった者であったこと、③ 請求人が亡Dと生計を同じくしていた者であったこと、のいずれもが、亡Dの死亡の当時において、認められることが必要である。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。

(略)

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 重婚的内縁関係が存在する場合には、死亡した者と内縁関係にあった者は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほかに、法律上の婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している場合に限り、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たるものと解されている（最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集第37巻3号270ページ参照）。そして、保険者は、戸籍上の夫婦でない者を厚年法第3条第2項又は国年法第5条第8項にいう事実上婚姻関係と同様の事情にあった者とする認定及び未支給保険給付等の支給対象者に係る生計

同一関係の認定等の取扱いについて、本件通知を定めており、届出による婚姻関係にある者が重婚的内縁関係にある場合の取扱いについては、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、従って、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚姻関係にある者として認定するものとし、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとして、取り扱うこととしている。

ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していることと認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき

イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき

また、「夫婦としての共同生活の状態にない」といい得るためには、次に掲げる全ての要件に該当することを要するものとしている。

ウ 当事者が住居を異にすること。

エ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと。

オ 当事者間の意思の疎通をあらゆる音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと。

さらに、本件通知では、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであることとしている。

カ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。

キ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

そして、生計同一認定対象者が、本件通知に定める生計同一要件を満たす場合に受給権者との生計同一関係があるものと認定するとし、生計同一認定対象者が受給権者の配偶者である場合、受給権者と住民票上世帯を異にしているが住所が住民票上同一であるときは、受給権者との生計同一関係があるものと認定するとし、また、住所が受給権者と住民票上異なっているときに、受給権者との生計同一関係が認められるためには、次の生計同一要件を満たす必要があるとし、ただし、これにより生計同一関係の認定を行うことが、実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでないとしている。

ク 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

ケ 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

(2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、上記1の各認定事実により、本件を本件通知に照らして検討する。

まず、利害関係人と亡Dとの婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたかどうかを検討するに、利害関係人の主張についてみると、利害関係人は、利害申立書A及び利害申立書B

において、亡Dとの別居について、その開始時期は平成〇年〇月頃であり、その理由について「仕事の都合上職場に近い方が良い為（朝早く夜が遅くなる事が多かったの。）」、亡Dの退職後について「退職後は自営はして居ない。」とし、本件利害聴取時には、亡Dが退職後も〇〇市宅Bに戻って来なかったのは、亡Dに女性問題があったからである旨陳述していることが認められる（利害聴取書面）。そして、このことから、利害関係人が、亡Dとの別居について、当初、亡Dの仕事が朝早く夜遅いことから職場の近くに住むための別居であるとし、亡Dは、退職後、自営での仕事もしていない旨陳述していたところ、亡Dとの別居が、亡Dが厚生年金保険の被保険者資格（以下「厚年資格」という。）を喪失した（本件記録中の亡Dに係る被保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、亡Dは62歳であった平成〇年〇月〇日に厚年資格を喪失した後、同資格を再取得していないことが認められる。）後も継続していたことから、本件利害聴取時に、利害関係人が、仕事を理由とした別居というだけでは、亡Dの退職後の別居理由を説明しきれず、本来の別居理由である亡Dの女性問題について陳述せざるを得なくなったことがうかがえるのであり、利害申立書A及び利害申立書Bにおける利害関係人の陳述には、特に別居に係る部分について、信ぴょう性の点で疑念が生じるといわざるを得ない。したがって、利害関係人が陳述する平成〇年〇月以降の別居期間のうち、亡Dが厚年資格を喪失した平成〇年〇月〇日以後、亡Dが死亡するまでの少なくとも10年以上の期間については、亡Dの女性問題の存在により、利害関係人と亡Dは別居状態を継続していたと認めるのが相当である。次に、利害関係人の亡Dからの経済的援助に係る主張について検討するに、利害申立書Aでは「時に自宅

に来て手渡し 時には送金 金額は決まっていないが3万円前後」とし、利害申立書Bでは、金銭以外に経済的援助として衣服、本、食肉をもらったり、毎月、銀行振込又は手渡しにより、一回あたり4万円ないし5万円の金銭的経済的援助を、平成〇年から平成〇年までの間は亡Dが〇〇市宅A又は〇〇市宅Bに持って来ていたとし、同年から平成〇年までの間は亡Dと〇〇車で待ち合わせをしてもらっていたが、同年以後は亡Dが入退院を繰り返すようになったことから、経済的援助をもらうのが不定期となった旨を陳述していることが認められるところ、経済的援助に係る陳述として、その金額については、重要な項目であるにもかかわらず、利害申立書Aでは3万円前後とし、利害申立書Bでは4万円ないし5万円と変遷していることが認められる上に、亡Dからの振込として平成〇年〇月〇日付けの〇〇万〇〇〇〇円が記帳された利害通帳が提出されているものの、その口座名義は不明である上、亡Dからの振込と認められるのはその1回のみであり、利害聴取書面によれば同振込は約2年分の生活費（1月当たりに換算すると約2万円となる。）とされており、経済的援助の金額に係る陳述はさらに変遷していることが認められ、その他に亡Dからの銀行振込や手渡しによる経済的援助の受取を確認できる資料の提出もなく、仮に、利害通帳が利害関係人名義の口座であったとしても、1回の振込しか確認できず、その振込の位置付けを客観的に確認するに足る資料もないのであるから、それをもって、利害関係人と亡Dの間に反復した経済的依存関係が存在していたとはいえないし、利害関係人の経済的援助の金額に係る陳述に一貫性が認められない点からしても、利害関係人の陳述の信ぴょう性を疑わざるを得ず、利害関係人と亡Dの間に経済的依存関係が反復して存在していたとは認

められないというべきである。次に、利害関係人の亡Dとの音信関係に係る主張について検討するに、利害申立書Aによれば、亡Dが、月に1回ないし2回、仕事の合間に〇〇市宅A又は〇〇市宅Bに帰って来たり、仕事が忙しい時は外で会っていたとし、利害申立書Bによれば、平成〇年から平成〇年までの間は週に1回又は夜10日に1回くらい、平成〇年から平成〇年までの間は月に1回くらい、平成〇年以後は亡Dが入退院を繰り返すようになったことから不定期に、それぞれ亡Dの〇〇市宅A若しくは〇〇市宅Bへの帰宅又は電話による音信があった旨陳述し、利害関係人と亡Dは、一定程度以上の音信を図っていた旨主張していることが認められるのであるが、一方で、利害申立書Bによれば、亡Dの病状、生活状況について「持病（肺炎、狭心症、糖尿病）が有り通院、入退院していた。」、亡Dの入院時の身元引受人、手術時の手術同意書・治療計画書等について「本人が友人に頼むとの事だったので署名していない。当時本人が命にかかわる様な病気ではないので心配はいらないと言っていた。」、亡Dの家事全般について「いずれは同居の予定をしていた。病気がちになってからはヘルパーさんに頼んでいた。」とされ、本件利害聴取時には、利害関係人は病院に亡Dの見舞いに行っていないが、その身の回りの世話はしていない、亡Dが自分の弱い姿を利害関係人に見せたくなかったためか、ヘルパーを頼んでいたのでは、J宅には行けなかった旨陳述していることが認められるのである（利害聴取書面）。しかしながら、本件診断書によれば、種々の治療にもかかわらず、亡Dの特発性肺線維症の病状は緩徐に進行し、平成〇年には下肢静脈血栓症、肺塞栓症、肺高血圧症を合併して呼吸状態はさらに悪化し、平均年1回程度入院治療を要する状態であったとされ、在宅酸素療法等の

治療をしたが呼吸状態は悪化傾向を続け、月1回の通院を除いて外出も難しい状態となり、自宅での生活は限界に近づきつつあったとされているのであるから、利害関係人と亡Dの間に、夫婦としての意思疎通をあらゆる音信が保たれていたとすれば、仮に、亡Dが、利害関係人に対し、命に関わるような病気ではないと言い、自分の弱いところを見せたくなかったとしても、利害関係人も、亡Dと面会などを通して音信を図っているのであるから、亡Dの病状が進行し、重症化していることに気付くはずであるし、夫婦であれば、そのような重症化した亡Dの身の回りの世話をヘルパーに任せておくことなどできないと考えるようになるのが当然であると考えられるところ、利害関係人は、それに気付かず、亡Dの身の回りの世話をヘルパーに任せたまにし、亡Dの死亡についても警察からの連絡で初めて知ったとしていることが認められ、また、亡Dの疾病についても正確に把握していないこと（亡Dの疾病を「持病（肺炎、狭心症、糖尿病）」としている。）も認められるのであるから、利害関係人の亡Dとの音信関係に係る主張についても信用することはできないといわざるを得ない。そして、利害関係人の陳述を裏付ける資料は何ら存在しないのであるから、少なくとも、亡Dが特発性肺線維症等でa病院を初診した平成〇年〇月頃から、利害関係人と亡Dの間に、夫婦としての意思疎通をあらゆる音信又は訪問の事実が反復していたとは認められないとするのが相当である。

そうすると、平成〇年〇月以降、亡Dの死亡の時まで、利害関係人と亡Dは別居状態が継続し、少なくとも平成〇年〇月〇日以後の10年以上の期間については、亡Dの女性問題の存在による別居状態であることが認められ、その別居期間について、利害関係人と亡Dの間に経済的依存関係が反復して

存在していた事実は認められず、また、少なくとも平成〇年〇月頃から、利害関係人と亡Dの間に夫婦としての意思疎通をあらゆる音信又は訪問の事実が反復していたことも認められないのであるから、上記(1)のイに該当していると認めるのが相当であり、利害関係人と亡Dの届出による婚姻関係はその実体を全く失ったものとなっていたと認めるべきである。

なお、本件訃報により、利害関係人が亡Dの葬儀に係る喪主を務めたことは認められるが、上記の判断に影響を及ぼすものとは認められないし、上記1(10)のウ及びエはEに係るものであり、上記の判断は変わらない。

(3) 次に、請求人が亡Dと生計を同じくした事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるかどうかを検討するに、まず、亡Dが平成〇年〇月〇日に本件転入をする前についてみると、上記1(4)によれば、本件転入前において、請求人及び亡Dは、別世帯ではあったものの、F宅において住民票上の住所を同じくしていたことが認められるところ、請求人については平成〇年〇月〇日に〇〇駅東宅からF宅に転入していることが認められるものの、亡DがいつからF宅を住所としていたかは不明である。そして、本件申立書によれば、請求人は、当初、亡Dの住民票上の住所は〇〇市の利害関係人の住所と同じであり、請求人の住民票上の住所とは別であったが、昭和〇年〇月ないし〇月頃から、請求人と亡Dは同居を始めたとし、「住まいは、b店の2階から始めて、c店、dタクシーの向かいのアパート、〇〇駅東と何回か引っ越し、〇〇〇〇（平成〇）年から、今の住所（以下、「Fの家」という）になりましたが、b店2階で一緒に暮らし始めてからずっと同居し、生計を一つにしておりました。」と陳述している。そして、亡Dの住所については、平成〇年〇月の本件介護保険料

通知書における亡Dに係る宛名住所は〇〇駅東宅、平成〇年〇月ないし平成〇年〇月に作成された本件入院証書における亡Dに係る各現住所並びに平成〇年〇月の郵便物B、平成〇年〇月の郵便物C及び同年〇月の郵便物Aにおける亡Dに係る各宛名住所はいずれもF宅であることが認められるから、請求人が主張する昭和〇年〇月ないし〇月頃から、請求人と亡Dが同居していたと認めるに足る資料はないものの、亡Dは、少なくとも平成〇年〇月にはF宅で居住し、請求人と同宅で同居していたと認めるのが相当である（入院証書Aにおける請求人の住所が〇〇駅東宅とされているが、本件記録によれば、〇〇駅東宅は、請求人がF宅に転入する前の住所であり、請求人がF宅に転入後も〇〇駅東宅にはGが居住していることが認められることから、前記判断に影響するほどのものでないと考える。）。また、入院証書Aには亡Dとの関係の記載はないものの請求人が連帯保証人に、入院証書BにはGが子として連帯保証人に、「H」とされているものの請求人が妻として家族連絡先に、入院証書Cには「H」とされているものの請求人が亡Dとの関係を「主人」として家族連絡先にそれぞれ記載されていること、発行日が平成〇年〇月〇日である亡Dを「I」とする本件通帳が存在し、同通帳には請求人及び亡Dが居住するF宅に係る費用と解される「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」との表示のある口座振替による出金が認められること、平成〇年〇月〇日を契約日とする亡Dに係る機器のレンタル契約に係る本件引取確認書の第2連絡先に請求人の携帯電話の電話番号が記載されていること、本件転入後のものではあるが、平成〇年〇月ないし〇月においても、F宅に係るガス供給契約の名義は亡Dで、同宅（e電力書面の部屋番号が「〇〇〇」とされ、F宅の部屋番号と一致している。）に係る電

気供給契約の名義が亡Dの起業とされる「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」であり、その料金がいずれも請求人名義の銀行口座から口座振替により出金されていること（上記1(6)のケないしサ）などを考え併せると、請求人と亡Dの間には、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意及び夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在していたと認めるのが相当であり、また、上記説示のとおり、少なくとも平成〇年〇月からF宅で同居していたと認められるのであるから、同月から本件転入がされた平成〇年〇月〇日前までの間は、請求人は、亡Dと生計を同じくした事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認めるべきである。

そして、次に、本件転入以後についてみるに、上記説示のとおり、本件診断書によれば、亡Dの病状は悪化傾向を続け、月1回の通院を除いて外出も難しい状態となり、自宅での生活は限界に近づきつつあるとされており、そのような状態の亡DをJ宅で一人暮らしさせることには違和感がないこともないが、亡Dの主な収入であると認められる老齢給付に係る平成〇年〇月〇日付けの年金額改定通知書の宛名住所がF宅のままであること（郵便物A）、本件記録中の亡Dに係る基礎年金番号情報照会回答票（基本情報）（〇〇〇〇年（平成〇年）〇月〇日出力）における亡Dの住所もF宅のままであること、上記1(4)によれば、本件転入の届出は、本件転入後〇か月以上経過して行われたものであり、本件転入が請求人と亡Dとの関係が破綻したことによりされたものであれば、もっと早期に届出がされるのが一般的と考えられるところ、仮に病状によりやむを得ず届出が遅れたものであったとしても、前記のとおり年金関係の住所の変更はその後もされていないこと、本件申込書には亡Dの住所に係る記載は認

められないところ、本件診断書の亡Dの住所はF宅とされ、亡Dのかかりつけ医であるa病院にも住所の変更を伝えていなかったことがうかがわれることなどを考え併せると、本件転入によるJ宅での亡Dの生活は、請求人が主張するように、亡Dのリハビリのための一時的なものであったことがうかがわれ、加えて、J宅の連帯保証人は請求人の子であるGであり（本件賃貸契約書及び本件入居審査書面）、請求人と亡Dの関係が破綻した状態では、Gが連帯保証人になるとは考えにくいこと、亡Dの病状を考えると同人は一人での生活は困難であり、介護ヘルパーを依頼していたとしても、家族の援助が必要不可欠と考えられるところ、本件申立書中の4及び5並びに別紙1中の「9. お父さんが亡くなっていた時の状況」記載の本件転入以後の請求人による亡Dに対する身の回りの世話の状況、亡Dの死亡発見時の状況等に係る請求人の陳述は、具体的であり信ぴょう性が高く、信じるに足るものであること、そして、I名義の銀行口座から平成〇年〇月以降もF宅に係る費用が口座振替で出金されていること（本件通帳）、平成〇年〇月においてもF宅に係るガス供給契約の名義が亡Dであり、同宅に係る電気供給契約の名義が「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」であること（fガス書面、e電力書面）などを考え併せると、本件転入以後、請求人と亡Dは、一時的に別居状態になったものの、それは亡Dのリハビリのための一時的なものとして認めるのが相当であり、請求人と亡Dの関係に本件転入前と大きな変化は認められず、上記(1)のケに該当すると認めるのが相当であり、本件転入以後においても、請求人は亡Dと生計を同じくする事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認めるべきである。

- (4) 以上によれば、亡Dの死亡の当時、利害関係人と亡Dの届出による婚姻関

係はその実体を全く失ったものとなっていたと認められ、請求人は亡Dと生計を同じくする事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認められるのであるから、請求人には本件未支給保険給付等が支給されるべきであり、これと異なる趣旨の原処分は、妥当でないから、取り消されるべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。